

令和 6 年度第 1 回 淀川区区政会議（全体会議）

日 時：令和 6 年 9 月 1 1 日（水）

午後 6 時 3 0 分～午後 8 時 0 7 分

場 所：淀川区役所 5 階会議室

○田口政策企画課長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年度淀川区区政会議第 1 回全体会議を始めさせていただきます。

本日の進行役は、淀川区役所政策企画課長、田口です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは初めに、区長の岡本より御挨拶を申し上げます。

○岡本区長

改めまして、皆さん、こんばんは。淀川区長の岡本でございます。

本日は、公私何かとお忙しい中、また残暑厳しい中、区役所まで区政会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、区政会議委員の皆様方には、平素より淀川区政の推進に格別の御理解・御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、本日は令和 6 年度で初めての全体会議での区政会議でございます。今年 3 月に開催をいたしました前々回の部会におきまして、湊委員より区政会議の開催時期につきまして、予算要求段階の時期に開催をし、委員の意見を聴取することが大切ではないかという御意見をいただいたところでございます。そこで予算要求事務が始まり

ます9月のこの時期に、令和7年度の運営方針（案）及び関連する事業の取組内容や予算要求額についての案をお示しさせていただき、委員の皆さんから御意見を頂戴した上で、令和7年度の方角性を定めてまいりたいと考えております。事前に補足資料として多くの資料をお送りし、大変申し訳ないと思っておりましたけれども、本日各課より御説明を申し上げ、来年度の運営方針と関連予算について御意見を頂戴いただければ幸いです。

また、淀川区将来ビジョン2025につきましても、より実情に即した内容とするため、一部修正案を議題とさせていただいております。さらに、大阪市では大阪・関西万博の「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現という開催理念に照らし、2025年1月から市内全域で路上喫煙禁止の取組を進めております。本日、環境局の職員から条例改正の概要や淀川区内の現在の喫煙所の整備状況について御説明をさせていただこうということで考えております。

限られた時間ではございますけれども、皆様方からの御意見や御質問など、活発かつ有意義な御議論をいただければと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○田口政策企画課長

ありがとうございます。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。一番上が次第でございます。次第をめぐっていただきますと、配付資料一覧となっております。それを一度御覧いただきまして、もし資料が足りない場合は挙手をお願いいたします。また、事前に送付させていただいた資料をお持ちでない場合も、挙手をお願いいたします。資料は大丈夫でしょうか。

本日、岡田委員と佐々木サミュエルズ純子委員におかれましては、欠席と連絡をいただいております。現在、区政会議員26名中24名が出席です。定数の2分の1以上の委員が出席ですので、会議が有効に開催されていることを御報告いたします。

続きまして、淀川区選出の市会議員に御出席いただいておりますので、当番幹事順に紹介させていただきます。

坂井議員です。

○坂井市会議員

市会議員の坂井です。本日は活発な議論、よろしくお願いいたします。

○田口政策企画課長

続きまして、南議員です。

○南市会議員

こんばんは。皆さん、活発な御議論をよろしくお願いいたします。

○田口政策企画課長

ありがとうございます。

なお、区役所の職員の紹介は時間の都合上、省略させていただいております。座席表に職員名と役職を記載しておりますので御参照ください。

本日の終了時間ですが、午後 8 時終了を目途に考えております。

本日も御発言の際に 2 分がたちましたら、事務局よりお知らせいたしますので、御発言についてまとめに入ってください、スムーズな進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、次第 3 以降につきましては、議長・副議長に会議を進行していただきたいと存じます。

佐々木議長、よろしくお願いいたします。

○佐々木議長

それでは、次第に即しまして 3、議題の 1 「令和 7 年度淀川区運営方針（案）」について、区役所より説明をお願いいたします。

○田口政策企画課長

お手元に資料 1－1 「令和 7 年度淀川区運営方針（案）」と、資料 1 別紙「令和 7

年度淀川区運営方針（案）補足説明資料」を御用意ください。なお、運営方針案につきましては、資料１－２の見え消し版を御覧いただいても結構でございます。補足説明資料につきましては、運営方針の各経営課題に関連する予算事業についてまとめた資料となっております。２ページを見ていただくと、事業の一覧がございまして、３ページ目からそれぞれの事業の説明となっております。運営方針の経営課題ごとにこの２つの資料を交互に説明した後、委員の皆様からの御意見をいただきながら、議事を進めてまいりたいと思います。また、御意見について会議中に発言できなかった場合はご意見票に御記入いただいて、会議終了後、もしくは後日御提出いただいても結構でございます。

それではまず、運営方針（案）経営課題１を御覧ください。経営課題１でございます。ここの課題認識は令和６年度と変更ございません。主な戦略は、取組の目的や実際に現在行っている内容を追記・更新しております。

次に、補足説明資料３ページを御覧ください。経営課題１に関連する予算事業について、事業担当課より御説明いたします。

市民協働課から、よろしくお願いいたします。

○山田市民協働課長

いつもお世話になっております。市民協働課長の山田です。

私から、経営課題１「安全で安心なまちづくり」地域における安全・安心事業について御説明させていただきます。事業の目的につきましては、公助に加え、自助・共助による防災・減災の仕組みづくりを推進するため、区民の防災意識の向上、地域防災力の向上、淀川区災害対策本部機能の充実を図るものとなっております。加えまして、新大阪駅周辺の帰宅困難者が街中に滞留しないよう、一時滞在施設の確保を進めるのを目的としております。

令和７年度の取組内容としまして、区民への備蓄促進等、防災啓発及び防災情報の積極的な発信、地区防災計画の更新、続いて津波避難ビルの拡充整備、災害時避難所

物品の拡充、防災情報システム等を活用した区災害対策本部と各地域での通信情報共有方法の構築を行います。また、新大阪駅周辺の企業やホテル、専門学校などに対して、戸別訪問を行った上で事業所の説明を行い、災害時帰宅困難者の一時滞在施設の協力依頼を行うというのが、令和7年の取組内容としております。

予算要求の金額ですけれども、防災啓発関係経費に77万5,000円、地域防災力向上関係に449万9,000円、避難所物品等拡充に88万円、区災害対策経費132万4,000円、新大阪駅周辺帰宅困難者対策に約2万1,000円となっております。下にあります写真につきましては、過去の地域防災リーダーの研修の内容、地域での避難所開設訓練の内容になっております。

2ページ目が、それぞれの作成した防災マップ、北中島の地区防災計画等々になっております。

続きまして5ページ、防犯の関係の取組でございます。事業目的としましては、警察や地域住民、企業・学校及び各種関係機関と連携し、青色防犯パトロールや子ども見守り活動の実施、及び効果的な防犯カメラの維持管理等を行うことで、犯罪を起こしにくい環境整備を行うとしております。また、警察や地域住民、企業、学校及び関係機関と連携して、地域での交通安全啓発活動や交通安全教室の実施の通知、交通安全対策を推進いたします。

令和7年の取組内容としましては、地域、小学校・幼稚園・保育所などの要望により警察と協力しまして、交通安全講座を行って安全啓発に努めます。青色防犯パトロール車及び自転車による学校園・保育所・公園・道路の遵守を行い、まちの安全と犯罪抑止に頑張ります。あと、各所設置の防犯カメラの適切な維持管理、あと区役所の公式X、旧ツイッターを利用したリアルタイムでの詐欺電話発生の情報発信、警察などと協力し、月2回以上のスーパーや銀行前などにおける特殊詐欺注意の啓発物品の配布などを行うという取組を予定しております。

予算要求ですけれども、防犯カメラの維持管理に114万8,000円、青色防犯

パトロール維持管理費 59 万 3,000 円、啓発物品 100 万円計上の予定でございます。私からは以上になっております。よろしくお願いいたします。

○田口政策企画課長

続きまして、保健福祉担当、よろしくお願いいたします。

○山川保健福祉課長

保健福祉課長の山川でございます。よろしくお願いいたします。

6 ページ目を御覧ください。地域見守り活動サポート事業でございます。事業目的といたしましては、単身の高齢者の方や認知症高齢者の方の増加、精神疾患を抱える養護者と高齢者の虐待ケース問題など、複合的な課題を抱える世帯であったり、制度の狭間にあるケースへの早期対応や社会的な孤立を防止できるよう、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業に併せまして、この地域見守り活動サポート事業を実施することにより、平時からの見守り体制の強化を図り、淀川区の支援体制の構築をめざしているところでございます。

取組内容といたしましては、機能 1、地域の見守り活動の支援といたしまして、対象となる高齢者や障害者の方などに同意確認を行って、要援護者名簿を作成いたしまして、見守り活動を行う地域団体の方に名簿を提供して、日頃の見守り活動や防災活動などに御活用いただいているところです。

機能 2 といたしまして、孤立世帯等への専門職への対応でございます。社会の中で孤立している方や、必要な支援が届いていないと思われる方に対して支援、本人さんのニーズに応じた適切な支援に努めているところです。

次に、機能 3、認知症高齢者の方の行方不明時の早期発見です。行方不明のおそれのある方に対する相談等により、本人さんの情報を事前に登録いたしまして、御本人さんが行方不明になった際に、登録情報を協力者にメールで配信するなどの早期発見に取り組んでいるところでございます。また、同意の確認書類の返信率を上げるために、招致活動及び訪問活動を実施しております。併せて、施設の入所者等の把握にも

努めているところでございます。また、包括圏域が4地域、淀川区にございますので、こちらに見守り支援ネットワーク、CSWを配置いたしますとともに、18地域に見守り相談員さんを配置いたしまして、見守り体制の強化を図っているところです。また、区内の相談支援機関との定期的な会議等、検討する場を設けております。認知症高齢者の方の早期発見に向けまして、メールの協力者であったり、認知症サポーター養成講座、また、関係する連絡会などを開催しているところでございます。私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐々木議長

区役所から説明のありました、令和7年度運営方針（案）経営課題1及び関連する予算事業について、御意見等はございますでしょうか。

○湊委員

お疲れさまでございます。公募委員の湊隆介です。よろしくお願いいたします。

そうしましたら、御説明いただいた内容について幾つかございますけれども、まず経営課題1の地域における安全・安心事業、これは防災のところですね、3ページでございますが、新大阪駅周辺企業やホテル、専門学校に対しては戸別に訪問をということでもございましたけれども、津波の避難ビルも足りているのかどうかというところが気になっておりまして、こういったところには戸別訪問されないのかなというのが疑問点の1つです。

それと5ページに関しましては、11月1日からだと思うのですが、今、スマートフォンを見ながら自転車に乗っている方というのを皆さん見かけられることがあると思うのですが、罰則の強化がされるはずだと承知しております。そういった事業に関しては、何か盛り込まれる予定があるのかどうかというのが2つ目でございます。

3点目、6ページになりますけれども、これはそもそも淀川区の運営方針（案）の中に、アウトリーチという言葉が出てくるのですよね。これを具現化するための事業が

地域見守りサポート事業だと思うのですが、予算額が去年と一緒ということも含めて、アウトリーチをどれだけ促進しようとされて、この予算組みと事業になさっているのかというのは、ぜひお聞きしたいと思います。以上です。

○佐々木議長

ありがとうございました。では、区役所からお願いいたします。

○山田市民協働課長

市民協働課長の山田です。私からお答えをさせていただきます。

津波避難ビルのことですが、特に淀川区内の西側のほうが津波の被害が想定されておりますので、そちらを中心に今年も既に職員が戸別にお声をかけさせていただいております。三津屋地域の方のビルに、まずは案内の文書を送らせていただいてからアポを取り、事前にきちっと説明を行って理解をいただくという作業をしております。

あと、スマホの運転のことですが、これにつきましては、毎年警察と交通安全運動、秋の交通安全運動、あと春ですけど、そのときにこういった活動をしていくのかというのをその都度その都度確認して実施しておりますので、この9月については特にこうするというのは決めていないのですが、来年春には多分、警察との調整の中で出てくるかと思っておりますので、そのときにまた御案内させていただきたいと思います。

○佐々木議長

ありがとうございました。

○山川保健福祉課長

今、御質問がございました6ページ目の地域見守り活動サポート事業につきまして、アウトリーチについて御質問がございましたので、私は保健福祉課長の山川でございます。

この事業につきましては、18地域の見守り相談員さんに加えて、見守り相談室に見守りネットワーカーといたしまして、各圏域、4圏域ございますので、1名ずつの配置と、もう一名プラスしまして5名の配置をしているところでございます。今、御質問がありましたように、アウトリーチというのが非常に大切な事業となっております。特に役割2の部分もそうですけども、やはり社会的に孤立している方であったり、必要な支援が届いていない方に対しては、なかなか待っているのでは解決しないというところで、地域に出向いていって、この見守り相談室のこの配置している職員が地域に出向いて、御本人さんの支援を進めているところで、その際には見守り相談室だけではなくて、例えば地域包括支援センターであったり、また区役所、各関係機関と共同で支援に取り組んでいるところです。引き続き支援の方策について関係者とケース会議等でも支援策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木議長

ありがとうございました。

それでは、経営課題2について、区役所より説明をお願いいたします。

○田口政策企画課長

運営方針（案）経営課題2を御覧ください。この経営課題2につきましては、アウトカム指標をはじめ、令和6年度運営方針から大幅に変わりますので、事業担当課、こども教育担当から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○竹田こども教育担当課長

皆さん、こんばんは。こども教育担当課長の竹田でございます。

私から、運営方針の経営課題2「子育てや教育環境が充実したまちづくり」について御説明をいたします。この資料といたしましては、1-2を見ていただくと分かりやすいと思いますので、1-2を御覧ください。1枚めくっていただいて右のページ、3ページ目ですね、見え消しで書かれている、線がたくさん入って見にくいかと思い

ますけれども、どこが変わったかというのを見ていただきながらと思いますので、こちらを御覧ください。まず、課題認識のうち、①切れ目のない子育て支援につきましては、これまでの認識でありますとか、方向性などが大きく変わってはいませんが、この間大きく2つ、国に動きがありましたので表現の見直しをしております。1つ目は、文書にも記載しているとおり令和6年、本年4月に全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行う機関といたしまして、こども家庭センターの設置が自治体の努力義務とされておりました、淀川区役所でも設置をしております。こども家庭センターの役割は繰り返しのなりますけれども、妊婦から子育て世帯全体を対象に母子保健分野と、児童福祉分野が連携して切れ目のない支援をするというものになっております。これまで淀川区では重大な児童虐待ゼロを進めていくためには、妊娠期から切れ目のない子育て世帯を支援する必要があると考えておりました、今御紹介いたしました国の動きに先駆けまして、「淀川区版ネウボラ」と呼んでいる、切れ目のない相談支援体制の構築に取り組んでいております。

次に、ヤングケアラーについても法改正などの動きがありまして、令和6年6月に法改正が行われまして、こども・若者育成支援法というものがありまして、その中でヤングケアラーというのが明記をされたということもありましたので、ちょっと表現の見直しをしております。併せて、国によります実態調査というのが行われて、家事でありますとか、家族の世話を日常的に行っている子どもにより自分自身の現在、将来、いろいろと影響が考えられるのではないかという結論が出ておりました、ヤングケアラー支援の課題が必要だというふうにされております。そうした中で、淀川区ではまだ引き続きヤングケアラーの認知度が低くなっておりますので、まずは周知でありますとか、啓発に力を入れていこうということで、表現を整理させていただいております。

続きまして、②番の学校教育への支援につきましては、これまでは全国学力・学習状況調査でありますとか、全国体力運動能力・運動習慣等調査の結果、いわゆる学力

でありますとか体力に着目してきましたけれども、改めて見直しを行いまして、国語が何点かとか、ボール投げが何メートルとか、学校の授業によるところが大きいということもありますので、区として着目すべきは、いわゆる成績に直結する成績ではなくて、長期的な成長に影響を与えるとされている自己肯定感に着目をした表現として見直しをしております。淀川区の子どもの自己肯定感は全国平均を下回っておるということで、自己肯定感の低さは、学習意欲や社会生活における自信の喪失につながりやすく、長期的な成長に影響を与える重大な課題であるという認識として整理をさせていただいております。

続きまして、主な戦略の変更点を説明いたします。①の切れ目のない子育て支援につきましては、下線部を引いていないところには変更がないのですけれども、妊娠期から就学期まで切れ目なく子育て支援を行う淀川区版ネウボラの推進は、引き続き実施をしていきたいと思っております。妊娠時のプレパパ・プレママなど、ファミリー子育て教室による、子どもを心身ともに健やかに産み育てる環境づくり、淀川区4歳・5歳児訪問事業による、子どもの健康・発達状況の把握と適切な支援、発達障がい児相談事業によります相談支援体制の構築、不登校の子どもへの居場所づくりや登校支援などの推進、ヤングケアラー支援に関する周知啓発の強化、これらに加えて、先ほど御説明いたしました、こども家庭センターによる母子保健、児童福祉双方の連携協働を追加してございます。

②の学校教育への支援は、実施している取組について、区役所で実施している取組について、自己肯定感の醸成があるもので、ちょっと順番を入れ替えての整理ですので資料があっちこっちに行ってしまうかもしれませんが、今度は見え消しのない資料1-1を御覧いただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、資料1-1の1枚めくって3ページ目を御覧いただいて、「よど検」については、また後ほど詳細は説明いたしますけれども、漢字検定や英語検定を小学校・中学校の子どもさんに受けていただく事業でありますとか、「ヨドジュク」といいまして、これは学習塾のようなもの

になっており、補習充実等学習支援事業を通じた子どもたちの自己肯定感の醸成、基礎学力の向上や学習習慣の定着に取り組むこととしております。先ほどからずっと主な戦略につきまして、事業をたくさん申し上げましたが、これはまた別途の資料で説明をさせていただきます。

続きまして、アウトカム指標につきましても一部変更しておりますので、御説明をします。1番の切れ目のない子育て支援については変更はさせていただいていませんので、引き続き区民アンケートにおきまして、「安心して子育てができる環境である」と感じると答えられた方の割合を7年度までに40%以上にするということです。ヤングケアラーにつきましても、ヤングケアラーと思われる子どもがいた場合、「何もしない」、「分からない」と答えられた割合を7年度までに30%未満にと設定をしております。

②の学校教育の支援につきましては、課題認識や主な戦略を見直ししましたので、これまでの全国学力学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を指標としてきたところですが、当区で実施しております事業における児童生徒のアンケート結果から、自己肯定感の醸成具合を図るということで、変更させていただけたらなと思っております。ちなみに、本年3月の区政会議の教育・子育て部会におきまして、区の事業を考えるときに、子どもの意見を聞いてはどうかというふうな御意見を踏まえて、こういった検討もしてきたところです。それともう一つ、我々のデジタル環境というのでしょうかね、学校現場も含めまして、随分デジタル化というものが進んできました。これまで児童生徒向けのアンケートにつきましては、用紙を印刷して、クラス別に枚数で分けて、子どもたちに記入してもらって、学校で回収して、区役所に送っていただくと、その後に区役所の職員で手作業で集計をするということで、全校分となると相当な量になっておったのですけれども、今子どもたちにも1人1台のパソコンというのが導入されておまして、インターネットを通じたアンケート実施ができるようになりましたので、集計作業が圧倒的に高効率化できるといった

効果もあるのではないかなと思っております。今回そういったことがアウトカム指標にアンケートを用いようとしたのが理由の1つとなっております。

今回大きく変わった、見直しをさせていただいたところの説明につきましては、以上でございます。御意見いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○田口政策企画課長

ありがとうございます。それでは、また資料1別紙に戻っていただきまして、補足説明資料の8ページを御覧ください。先ほど説明しました、経営課題2に関連する予算事業について、また事業担当課から御説明いたしますので、こども教育担当からよろしくお願いします。

○竹田こども教育担当課長

引き続き、こども教育担当、竹田でございます。

そうしましたら、横向きの補足説明資料の8ページを御覧ください。淀川区4歳・5歳児施設訪問事業です。目的といたしましては、4歳・5歳児の健康状況や生活状況を把握し、必要な支援に実際につなげることで、児童虐待の早期発見とハイリスク家庭への早期支援を図ることを目的としております。事業の内容につきましては、対象者は区内の就学前、保育所とかに通われている4歳・5歳児です。実施内容といたしましては、区の職員が保育所などに訪問いたしまして、気になる児童の健康状況とか発達状況を把握します。支援が必要な児童が適切な支援につながるようアプローチ方法の検討でありますとか、支援後の導入の進捗確認、必要に応じまして保健師と同行訪問を行うなど、必要な支援につなげていきたいというふうに考えております。

予算要求金額につきましては、会計年度職員、実際に保育施設等を訪問する会計年度職員2名の雇用を予定しておりまして、予算額が1,039万8,000円ということになっております。ちなみに、令和5年度、昨年度の実績になります、合計値を御覧いただきましたら、いわゆる気になる児童というのが428人にいらっしゃったと。気になる子と言われましても、例えば遅刻が多いとか、服装がいつまでも小さい

服をずっと着ているなどか、いろいろなパターンで気になる児童ということで、把握をしております。その中で、実際に支援が必要な児童というのが181名と、対応件数ということで実際に支援につながったりしたのが30名ということになっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。不登校児童生徒支援事業でございます。

事業目的といたしましては、区内の児童生徒の不登校、または不登校傾向の状態を改善することを目的としております。7年度の取組内容につきましては、対象者といましては、小・中学校の不登校または不登校傾向にある児童生徒のうち、支援者により促しや寄り添いがあれば登校可能な状態の児童生徒さんを対象にやっていきたいと思っております。内容につきましては、対象児童の御家庭から学校への登校支援でありますとか、教室でも実際の教室ではなくて図書室とか、保健室とか別室登校をされているところの支援を行う有償ボランティアのサポーターを配置していきたいと思っております。

要求額といたしましては、有償ボランティアの報奨金といたしまして、およそ500万円で予定をしております。実施状況でございますけれども、令和6年度、現在は小学校1校、中学校1校ですけれども、来年度は拡充をいたしまして、小学校3校、中学校2校をやりたいと思っております。

10ページを御覧ください。淀川区補習充実等学習支援事業でございます。事業目的は、区内の児童生徒の学習習慣の定着を図るとともに、学習意欲の向上、道徳心・自尊心を育成することを目的としております。この事業は大きく2つのもので構成されておりまして、1つは補習充実事業というもので、各小学校で実施されている補習事業におけます補習支援員というのを区のホームページでありますとか、大阪公立大学などの教育機関へ募集を支援したりとか、その謝礼を区役所で負担していると。もう一つが、淀川区大志育成プロジェクト学習会ということで、こちらは小学校・中学校が対象になりますけれども、そこで実施されております、学習意欲の向上や道徳

心・自尊心の育成を目的とした学習会の講師謝礼を区役所が負担するというものでございます。

要求額といたしましては、補習支援員への謝礼としまして262万1,000円、学習会経費の一部を担保いたしまして40万8,000円ですね。補習充実事業につきまして、実際に補習に参加している子どもたちにアンケートを採っております。抜粋ですけれども、補習参加をしてみて、勉強が楽しかったですかということで、「楽しい」と「どちらかといえば楽しい」を合わせて90%を超える結果をいただいております。参加してみて、いつもの授業はどうですかということで、9割近い方に「分かりやすくなった」という評価もいただいております。補習に参加してみて、家で勉強をする習慣がつかましたかということで、半分の子どもたちからは「時間が増えた」という結果をいただいております。

11ページにつきましては、各学校で実施された学習会の例を並べておりますので、また参考にご覧ください。

次、12ページをお願いいたします。訪問型病児保育（共済型）推進事業ということでございます。事業目的を御説明する前に、米印で少し小さめの字で書いていますけれども、病児保育とは、病気などで子どもが保育所に通うことができないときに、病児保育施設などで子どもを保育することということになってございます。事業目的といたしましては、施設型の病児保育は、保護者様から、実際に病児保育施設が近所がないとか、定員があって利用ができなかったといった意見が出ております。確実な保育者の派遣を保障する、淀川区独自の訪問型病児保育事業を選択肢とすることで、病児保育を必要とする区民のニーズに対応することを目的としております。

7年度の取組内容としましては、対象者は生後6か月から小学6年生までのお子様がいる御家庭と、内容といたしましては、保護者の方が利用登録をしていただきまして、月会費5,000円を出し合っていていただいて保育料に充てるという、共済型のモデル事業を予定しております。当日の8時までに利用申込みをいただければ10

0%保証で保育者を御家庭に派遣するというものです。自宅での保育のほか、かかりつけ医への受診代行など、様々なニーズに応じたサービスを提供する予定になっております。

要求予算額といたしましては、事業者への委託料としまして、およそ900万円ということで、計上を考えております。実績として令和3年度から延べ登録者数と、延べ利用者数を書いております。4年度から5年度にかけてちょっと数が増えているのが、インフルエンザやアデノウイルスの流行が原因かなと思っております。

続いて、13ページを御覧ください。発達障がい児等子育て支援事業でございます。事業目的といたしましては、子どもの特性への理解や、適正な接し方のスキルを高めることで、親子関係の改善や子育ての負担感の軽減を図ることを目的としております。

7年度の取組の内容につきましては、対象者は発達障がいと診断されている、あるいは養育に困難さがある児童の保護者ということでございます。内容が大きく2つに分かれておりまして、1つが専門家によります保護者への子どもへの対応方法のトレーニングや、グループワークをやろうと思っております。2つ目、内容の2としまして、広報誌などを活用して、子育てに関する広報、啓発を予定しております。

こちらの要求額につきましては、講座費用といたしまして63万8,000円を予定しております。こちら昨年度の講座の参加者のアンケートを載せておりますけれども、ペアレントトレーニング、保護者のトレーニングの受講の満足度は大変満足できたと多くの方に御回答いただいておりますし、講座を受講していただきまして、やりにくさを持った子どもさんの子育てのコツについて、「大変理解ができた」という方が多くいらっしゃいました。参加者の声といたしまして、一例を載せておりますけれども、一緒にお話を聞いている仲間の方たちの意見や質問が、それを聞いたかったということで参考になりますといった御意見とか、講師が私自身を否定していない進め方だったので、子育てに自信がなかったけれども、頑張れそうな気になれたというふうな声もいただいております。あとはまた読んでおいてください。

もう少しお付き合いください。14ページをお願いいたします。よどっこ子育て相談事業でございます。事業目的は、子育て世代が抱える様々なニーズに対応する相談事業を実施し、相談しやすいと思える人の割合を増やすことを目的としております。対象者は18歳未満の児童と、その保護者、子育てや発達に不安、悩みを抱えている方ということでございます。

取組内容は、大きく4つございます。1つ目が、子育てや児童虐待に関する相談、こちらは随時行っております。2つ目、親子で一緒に本やエプロンシアターを見たり、手遊びや触れ合い遊びを楽しんだりする「ゆめちゃんハッピールーム」というものを年24回を開催しております。下の15ページに、そのときの様子の写真を載せておりますし、QRコードでも紹介してますので、また、時間のあるときにインターネット等で見ていただきますようお願いいたします。内容の3つ目です。子育てに役立つ情報を集約した子育て情報という情報誌「ゆめキッズ」というものを隔月で発行しております。保育所でありますとか、子ども・子育てプラザですかね、子どもさんがたくさん集まるところに配架して、皆さんに読んでいただいているということです。

取組内容4につきましては、区内の保育施設、保育所とか子育て施設、あるいは子どもさんが受診可能な医療機関の情報を集約した子育て支援マップというものを年2回発行の予定としております。

予算要求額につきましては、ちょっと細かく幾つか書いておりますけれども、合計で83万円を予定しております。

続きまして、16ページを御覧ください。児童虐待及びDV対応ケースワーク事業の充実ということでございます。事業目的です。重大な児童虐待ゼロをめざして、児童虐待通告に対する安全確認及びDVによる緊急避難などを適切に実施できる体制の維持を目的としております。

取組内容といたしましては、配置状況ということですが、児童虐待及びDV相談業務を担う会計年度職員1名を配置しまして、体制を維持していきたいと考えて

おります。業務内容は、児童虐待通告に関する調査、安全確認、要保護児童対策地域協議会における会議の運営、保育所・幼稚園・学校、その他関係機関との連絡調整、DV相談、支援措置申出対応、緊急一時保護施設への入所・同行ということで、ちなみにこの支援措置というものですけれども、これは加害者に住所を知られては困るというようなケースで、住民票の閲覧制限を行うものでございます。

令和4年と5年の実績を載せておりますけれども、児童相談件数が75件から114件と増えておりますけれども、こちらは保育所などからの相談件数が増えているということになっておりまして、通告や相談をしていただけることが浸透してきているのかなという分析をしております。

少し長くなりましたけど、私からの説明は以上でございます。

○佐々木議長

ありがとうございます。そうしたら、健康づくり担当、よろしくお願いします。

○吉國健康推進担当課長

こんばんは。健康推進担当課長の吉國です。

私から3つの事業について御説明をさせていただきます。17ページの淀川区プレパパ・ママ等ファミリー子育て教室事業についてです。この事業については、子どもの心身ともに健やかに産み育てる家庭環境づくりの事業として、初産婦とそのパートナー及びその他の育児支援者に対し、母性及び乳児についての認識向上促進、育児への参加啓発を図る目的としてやっている事業でございます。虐待等を防ぐというふうなテーマがあります。

取組内容ですけれども、事業は業者に委託をしまして、初産婦とそのパートナー及び祖父母等実際に沐浴の体験であったり、抱っこや着替え、そういうふうな体験型の事業をしております。それをきっかけに子育てへ参加するきっかけをつくるための教室として、年4回開催しております。特に初めての妊娠ということで、妊婦の方だけでなく、パートナーの方にも理解していただくということが一番大きな課題として

取り組んでいる内容です。

予算としましては、事業の委託の経費として２６３万１，０００円を計上しております。それから備品購入として、沐浴用の人形等の購入費として２８万３，０００円計上しております。

１８ページを見ていただきますと、今年度のわくわく教室の申込み用のチラシになっております。また、参考に見ていただければ結構かと思えます。

それから、１９ページですけれども、こちらが専門的家庭訪問支援事業の延長事業ということで、事業目的ですけれども、育児のストレス、産後のうつ病、それから育児ノイローゼ等の問題で、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている方に対して、助産師による具体的な養育に関する指導・助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図り、児童虐待を未然に防止し、子どもの健全な成長を支えるという目的で行っている事業です。

この事業ですけれども、取組内容としましては、こども青少年局が実施しています、専門的家庭訪問支援事業で、支援が終了する３か月まではこども青少年局が行っている事業がありまして、３か月児健康診査後も子育てに不安を持ち、様々な支援が必要な家庭に対して、１歳までの保育所の入所などにつながるまでの間、助産師による継続的な訪問支援を事業として行っております。

予算要求としましては、助産師に対する訪問支援の委託経費として、１４３万３，０００円を要求しております。

続きまして、２０ページになります。こちらが乳幼児発達相談体制強化事業といたします。こちらの事業の目的としまして、発達障がい、今はこの言葉も日常でよく使える言葉になってしまいましたけれども、子どもと養育者が専門的な支援をもとに安心して育児ができるよう、臨床心理士等の専門職を長期的に安定的に確保して、早期の段階で継続的な相談支援を実施する体制を構築するという目的で行っている事業です。

取組の内容ですけれども、1歳6か月健診、3歳児健診、発達相談、育児教室などの各事業における心理相談業務、それから乳幼児の健康診査後の乳幼児と養育者への継続的な支援、医療機関であったり、療育機関であったり、保育の機関等と連携し、庁の子育て支援室とも連携しながらやっております。発達障がいの早期発見及び早期支援のための心理相談という内容です。それから地域に出向いて、心理相談、発達障がいの理解を深めるような啓発等も行っております。

予算要求としましては、現在の会計年度任用職員としまして1名雇用しております。臨床心理士の専門員を雇用している、その費用として406万8,000円を計上したとなっております。以上が、私からの説明になります。

○田口政策企画課長

ありがとうございます。そうしたらまた、こども教育担当、よろしくお願いします。

○竹田こども教育担当課長

引き続き、説明させていただきます。こども教育担当、竹田でございます。

21ページを御覧ください。民間事業者を活用した課外授業「ヨドジュク」、先ほど少し触れましたけれどもヨドジュクの説明です。事業目的といたしましては、基礎学力の向上など、子どもの習熟に応じた学力向上及び学習習慣の形成を図るということを事業目的としております。

7年度の取組予定としまして、対象者は区内在住の中学生ということでございます。場所が十三中学校と三津屋中学校、東三国中学校で開催するのですが、校区に限らず選択が可能ということになっていきますので、この3つの校区以外の子どもたちも自転車とかで通える距離の中学校で参加していただけることになっていきます。内容といたしましては、専門的なノウハウを持つ民間事業者、現在はトライグループというところでお願いしているのですが、淀川区からの委託費ではなくて、受講者の受講料により実施をしております。淀川区では、場所を無償提供することによりまして、受講者の費用負担の軽減を図っております。また受講料につきましては、「大

阪市習い事・塾代助成カード」、いわゆるバウチャーというものが利用可能となっていますので、その券を使っていただいたら、実質ゼロ円で受講をしていただけるように構築をしております。

予算要求額につきましては、施設運営経費 25 万 6,000 円ですけれども、これは電気代とかガス代を中学校に払うのですけれども、同額を事業者さんから徴収いたしますので、淀川区としては実質ゼロ円で行っているというものでございます。こちらでも通われている子どもさんにアンケートを採ったところ、ヨドジュクに通うようになって、学校の授業は理解できるようになったと思いますかということで、「そう思う」、「少しそう思う」ということで、多くの方に肯定的に答えていただいております。一方、ヨドジュクに通うようになって、家での勉強の仕方がよく分かるようになりましたかということで「分かる」、「どちらかといえば分かる」ということで回答いただいた方も多いのですけれども、まだまだ「あまり分からない」と答えられている方もいるのが課題かなと思ったりしております。

続きまして、22 ページを御覧ください。こちらがよどっこ「運動のすすめ」事業といいまして、目的は児童生徒に運動する楽しさでありますとか、達成感を味わってもらいまして、運動習慣を形成するということを目的としております。対象は区内の小・中学校でございます。小・中学校の体育の授業でありますとか、夏休み期間中の水泳指導に専門家を派遣するスポーツの出前講座ということでやっていきたいなと思っております。主なメニューは水泳、ダンス、サッカーなどいろいろなものがございます。これは学校でこういうことがやりたいとか、あんなのはできますかみたいな相談を随時受けながら、業者さんと調整もしながら、このメニュー以外でも実施ができるよということ、今の現状ではそうなっております。

予算要求額といたしましては、講師謝礼といたしまして 154 万 5,000 円ということでございます。6 年度の事業の一覧は、また御覧いただいたらと思うのですけれども、23 ページに去年の出前講座の子どもさんへアンケートを採ったものを御紹

介しております。一番左の円グラフが、今回の体育の授業は楽しかったですかということで、「とても楽しかった」が61%、「楽しかった」が35%、95%の子どもたちに楽しかったと思っていただいています。真ん中の円グラフですけれども、今回の体育の授業でできたり分かったりすることはありましたかということで、こちらも95%の子どもたちに肯定的な結果が出ております。右の円グラフです。教えてもらったスポーツを好きになれましたか、こちらも9割の子どもさんに「好きになった」ということで答えてもらっています。個別の自由記載のところでも、ダンスを初めてやったのが楽しかったとか、クロールがうまくなれた気がします、もっと早くなれるように頑張りますといった御意見をいただいているところでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。自己肯定感を育む「よど検事業」ということで、こちらも先ほどちょっと触れましたけれども、漢検とか英検の話でございます。児童生徒の学習意欲の醸成でありますとか、学習習慣の定着、自己肯定感の向上を図るということを目的にしております。

7年度の実施内容は、区内の小・中学校を対象にしております。内容といたしましては、各学校で選択いただきます検定について、受講料を負担するというものでございます。検定のメニューといたしましては、小学校は漢検と英検ジュニア、数検ということになっていまして、中学校は漢検と英検、数検ということです。それぞれ各学校で受験する種類は決めていただくのですが、さらに受験する級については、児童生徒たちが選択するというものになってございます。予算要求額といたしましては、448万円を予定しております。

25ページのグラフを御覧ください。こちらは昨年度実施しましたアンケート結果でございます。質問が少し薄いのですが、受験に向けて勉強や努力したことは自分の成長や自信につながりましたかということで聞いてございます。39%、およそ40%の子どもたちから「自信につながった」と、42%の子どもたちに「どちらかと言えばつながった」ということで、多くの子どもたちに、例えば漢検を受けるに当

たって、それに向かって漢字の勉強したりとかをしたことが、自分の自信につながったというふうな答えをいただいています。右の棒グラフは、青が中学生で、赤が小学生です。漢検を受けられた級の割合を御紹介させていただきます。ちなみに中学校では4級、5級が多くて、小学校では6級、7級が多くなっています。ちなみに3級は中学校卒業程度の難しさ、難易度です。4級が中学校在学ぐらいの難易度と、5級が小学校6年生終了時で習う漢字が出てくるということになっていまして、6級が5年生で、7級が4年生、8級が3年生の在学中で、5年生が終わるまでに習う漢字が出てくるというものになってございます。参考というところで御紹介させていただきます。私からの説明は以上です。

○佐々木議長

ありがとうございました。ただいま区役所から説明がありました、令和7年度運営方針（案）経営課題2及び関連する予算事業について、御意見はございますでしょうか。

○梅原委員

経営課題2の子育てや教育環境が充実したまちづくりということで、微に入り細に入りいろいろと支援体制を、あるいは支援のこの事業をたくさん計画していただいているのは非常にありがたいですし、本当にこれが実践できたらいいなというふうに思っておりますが、1つ、例えばプレパパ・ママの事業ですけど、この事業でどういう周知をするのかというところが大事かなと思うのです。こんな言い方をしたら申し訳ないですけど、ここに来る人は問題ないと思うのですよ。この事業に参加する人は、多分虐待等からは離れたところにおられて、でもここに来れない人、来ない人が問題で、そこがやはり虐待ゼロをめざすためには、そのところをしっかりと、事業はいっぱい出されていますし、すごく私はありがたいなと思ったのですが、そこにこの周知をどうするのか、やはり事業を計画しても来なかったら何にもならないということですよ。それと、ここに周知して来れる人はいいと思うのですよ。来ない人のほ

うがかなり問題で、そこに虐待ケースが起こっているというふうに思いますので、このところをしっかりと検証して、事業を進めていくということが肝心かなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○齒黒委員

三津屋の齒黒です。よろしくお願いします。

説明していただきました中で、施設訪問事業についてお伺いしたいと思います。こちらの中で令和5年度の実績ということで、支援が必要な児童が181名いらっしゃったと、そこに対して対応できた件数が30名ということで、取りこぼしの件数が結構多いのかなと感じています。その影響もあったと思うのですが、令和5年の決算額から今年度の予算というのが倍以上されて、人も増員されているんだとは思いますが、今年度は期間の半分ぐらいが過ぎてきて、今年度にまた対応が必要な児童の数とかが少しずつ見えてきているかとは思いますが、7年度の要求予算として、そこら辺の推移とかを見ながら柔軟に考えていただきたいと思います。

○佐々木議長

すみません、先に御質問がありました周知のことについて、先にお答え願います。

○野崎保健副主幹

健康相談担当の野崎と申します。御意見ありがとうございました。委員の皆様方がおっしゃったとおりだと思っております。私どもも、車の両輪だというふうに考えておりまして、まずプレパパ・ママ、ファミリー教室につきましては、大阪市におきましては、随分昔から妊娠届出をされた方に保健師が全数面談をさせていただいておりますので、その機会の中でこういった教室の御案内をさせていただいております。こちらにつきましては、全体へのアプローチというふうに考えておりますので、今は本当に各家庭、孤独を持ちながら子育てをされている方も多いと思いますので、そちらに対しての働きかけとして、こういった集団での教室になりますけれども、御案内をさせていただきたいと思っております。

おっしゃるように、本当に御心配な御家庭ほど、なかなかこういった教室に御参加いただけないという実情もございますので、本日御紹介させていただきました、専門的家庭訪問指導事業、こちらにつきましても、妊婦のときから訪問させていただくこともできます。また、保健師のほうが個別訪問させていただいておりますので、先ほどお伝えした全数面接の中で、少し「あれ。」と思われるようなケースにつきましても、保健師で継続的にフォローさせていただきまして、必要に応じてこども教育担当の虐待支援をされている部署とも連携をしながら進めているところなので、その点についても大事に対応させていただきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○梅原委員

周知の仕方なんですけどね、紙媒体とか、ほとんど見ない、読まないと思うんですよ。SNSとかそういうことで周知していくという方法を取るほうがいいのかと、取るべきかなと思っているのですが、若いお母さん、小さな子どもを持っておられるお母さんたちはやはりSNSとかでかなり情報を得られると思うので、そこら辺はどういうふうにしていくのか。

例えば、市の、区の行政としてフェイスブックなんかは使えないのか、使えるのだったらどんどん使ったほうがいいのかというふうに思います。

○吉國健康推進担当課長

今いただいた御意見も参考にして、ホームページとかにも上げていますけども、そういう手段をいろいろと使いながらやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○竹田こども教育担当課長

こども教育担当、竹田でございます。

4・5歳児施設訪問事業で御意見をいただきまして、おっしゃっていただいたとおり、5年度決算から6年度予算額がほぼ倍増以上になっているのは、会計年度任用職

員を1名から2名に増員をして対応をさせていただいているためです。先程齒黒委員からもご発言がありましたとおり、対応件数が30件ということで、取りこぼしがあるんじゃないかなということなんですけれども、実際にその会計年度任用職員が保育所に訪問させていただいて、園の先生からいろいろと教えていただいたりとかをしていて、この子が気になるよということでフィードバックをするのですけれども、実際に保護者の方に接触するのは、園を通じてやっていただいています。ある日突然、区役所の会計年度職員が来て「あなたのお子さんね。」みたいな話をしても、あなたは誰ですかみたいなことにもなるので、まずは園の先生からこんな支援があるよとか、区役所に相談を行ってみたらというような声掛けを通じて接触していただいています。なかなか数字が上がりにくいという現状があるのですけれども、一方で5歳児さんが今後、次の春に小学校に行かれるので、こういった我々で収集した情報につきましては、通学区域の学校に情報提供という形で引継ぎをさせていただいて、切れ目のない支援ということで、4歳・5歳で終わったから追いかけるのも終わりということではなくて、学校とも連携しながら、気になる子どもさんについては支援をしていきたいというふうに考えてございます。いただきました御意見を踏まえまして、これからの予算要求に反映できるよう検討させていただけたらと思います。

○佐々木議長

ありがとうございます。まだ、課題の案件で残りがありますので、続きまして、経営課題3について、区役所より御説明をお願いいたします。

○田口政策企画課長

それでは、運営方針（案）経営課題3を御覧ください。項目が2つございまして、1つ目が地域コミュニティの活性化、2つ目が魅力的なまちづくりの推進でございます。令和7年度案につきましては、令和6年度と変更はございません。ですので、もう早速、補足説明資料のほうに移りまして、ページは26ページ、補足説明資料26ページでございます。これに関連する予算事業につきましては、市民協働課より御説

明いたします。よろしくお願いいたします。

○山田市民協働課長

市民協働課長の山田です。

経営課題3、人と人がつながり、にぎわいと魅力あふれるまちづくりの準行政的機能を担う地域活動協議会を支援するための補助事業ということです。事業目的につきましては、新たな地域自治の仕組みであります、地域活動協議会、地活協によります地域活動と事務局機能を支援することで、地域コミュニティ機能の向上をめざすのが目的です。それによりまして、地域特性に応じた豊かな地域活動の促進と、会計の透明性の確保、民主的に開かれた組織運営を実現するというのが目的としております。

取組内容につきましては、地活協の活動及び運営に対する補助を行います。

予算につきましては補助金、18地区合計で3,848万3,000円となっております。

続きまして、新たな地域コミュニティ支援事業といたしまして、事業目的としまして、地活協が形成され10年が経過し、地域特性に応じた様々な地域活動が展開されております。各種専門的支援を継続して行うことで、地活協のより一層の自立的運営段階の向上を目的としております。企業や専門学校、NPO、ボランティア団体、マンション住民など、新たな担い手の地域活動参画の促進を目的としております。そこで若い世代や、マンション住民、転入者など、今まで地域活動の関わりが薄かった層の地域活動参画の促進への助言・指導、新たな担い手の拡大に向けて、各地域に配布したタブレット端末を活用し、参画募集をSNS等にて広報するなど、特に若い世代への情報発信を念頭に、地域住民に具体的な働きかけができるように支援を行います。多様な課題、NPO、専門学校、企業、地縁型団体等、多様な主体と連携・協働し、地域の活性化を推進してまいります。

予算要求ですけれども、中間支援組織への委託業務に係る経費としまして2,168万5,000円となっております。私からは以上です。

○田口政策企画課長

ありがとうございます。

続きまして、私のほうから次のページ、28ページと29ページでございまして、淀川河川敷十三エリア魅力向上事業でございます。これは来年の4月13日から大阪・関西万博が行われますが、それまでにこの事業を供用開始の予定でございます。今、順次それに向けて、あらゆる準備をしておるところでございます。淀川河川敷の十三エリアにおきまして、飲食店、自然体験学習、十三船着場からの乗船など、にぎわいづくりを民間事業者によって実施するという事業スキームでございまして、令和7年度の予算要求につきましては、歳出、歳入同額でございまして、これは占用料、河川占用料ですね、大阪府に支出する、これは河川法で決まっております、各都道府県が徴収するというものでございます。大阪府に支出する河川占用料と同額を事業者より収入ということでございます。イメージパースがこちらにございます。事業スキームとしては、国の河川敷を大阪市が占用しまして、大阪市と事業者が使用契約を結ぶと、事業所が収益事業をやっていただくというスキームになっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○佐々木議長

ただいま区役所から説明のありました、令和7年度運営方針（案）経営課題3及び関連する予算事業について、御意見はございますでしょうか。

お願いします。

○湊委員

27ページの新たな地域コミュニティ支援事業に関してですけれども、これは毎年、入札で決まっていると思うのですけれども、入札に応募してくる会社さんは1社でしたっけという、まず確認です。その上で、結局その委託先さんの活動状況のモニタリング、つまり今のアウトプットが委託費に見合っているのかどうかという確認をどうされているのかというところが気になっております。区役所として、どう捉えている

のかというところと、当然、地域活動協議会さんといろいろなやり取りをされていると思うのですが、各地の地活協さんが今のまちセンさんの働きに満足されているのかどうかということを確認されているのかどうかということですね。今、フェイスブックとかインスタを運営されていると思うのですけれども、まちセンさんが例えばフォロワーの推移がどうなっているかというのを区役所としてちゃんと押さえていて、思っているような結果が出ているのか出ていないのか、例えばそういうことですね。

最後に申し上げますと、結局、所要の成果なるものが仮に出ていないとするならば、そのアウトプットに応じて委託費を上げ下げするようなことも考えてもいいんじゃないかと思うのですけれども、そういったことに関する見解を教えてくださいたいと思います。

○山田市民協働課長

市民協働課長の山田です。質問の件につきまして、お答えしたいと思います。

契約期間ですけれども、これまで12月1年という契約でしたけれども、今年度から24月2年の契約に変えております。予算金額につきましては、これから1年間分の金額を計上させていただいております。入札の参加している業者さんですけれども、今回についても1社だけの参加でした。あと、活動状況のモニタリングですけれども、私どもで担当が地活協の担当にいろいろと取材をしまして、どんな状況ですか、満足度はどうですかというのを聞かせていただきまして、それなりの評価を得ているのが現状でございます。

あと、当初お願いしていました地活協の形成のための会計支援等々については、もうほとんどの地活協でかなり出来上がってきておりますので、その分については、委託の内容から削らせていただきまして、それ以外の防災の関係だとか、あと新たな担い手を発掘するとか、企業との連携を模索するとかという業務をそこに付け加えまして、発注をかけさせていただいているというのが現状でございます。以上です。

○佐々木議長

ありがとうございました。

それでは、経営課題4について、区役所より説明をお願いいたします。

○田口政策企画課長

運営方針（案）経営課題4を御覧ください。2項目ございます。1つ目が区民の立場に立った区政運営ということで、こちらについては変更ございません。

2つ目、窓口サービスの向上については若干変更ございますので、総務課から説明をよろしくをお願いいたします。

○畑中総務課長

総務課長の畑中です。

それでは、私から窓口サービスの向上につきまして説明いたします。令和7年度につきましても、これまでの考え方は変わっておりませんが、表現を整理するとともに、今後進めてまいります区役所におけるDXの推進について、記載しているところです。課題認識では、1つ目の項目につきましては、窓口業務のみならず、区役所の職員全てが接客に対する基本的な所作を習得・実践する必要があると考えております。そのため主な戦略の1つ目として、引き続き全職員を対象に、接遇研修を実施いたしまして、職員の接遇マインド及びスキルの向上をめざしていきます。

課題認識の2つ目の項目につきましては、これまで1つ目の項目で記載しておりました、「来庁者の来庁目的を果たして満足していただくという意識を持ち」という記載内容も含めまして、来庁される方の来庁目的を最大限に果たしていただくための職員の課題を整理し、記載しているところです。

主な戦略の最後の項目につきましては、区役所におきますDXの推進において作成されました、大阪市区役所DX実行計画の内容に即して記載、整理しておるところでございます。私からは以上です。

○田口政策企画課長

ありがとうございます。

続きまして次、補足説明資料 30 ページを御覧ください。これは経営課題 4 の広聴・広報情報発信事業についてということです。かいつまんで説明をさしあげます。

今年度の予算 4, 100 万超えですね、来年度もほぼ同額ということですが、その中でざっと見ていただくと、やはり広報誌「よどマガ！」の発行配布、それが 3, 660 万ということで大部分を占めておるのかなというところでございますし、広告料収入も 460 万あるという中身でございます。「よどマガ！」であったりホームページ、公式 SNS で区民まつり等のイベントでの SDGs 関連グッズを配布するとか、区民アンケート、あるいは空き家対策といったところに予算をつけておるという中身でございます。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐々木議長

区役所から御説明ありました、令和 7 年度運営方針（案）経営課題 4 及び関連する予算事業について、御意見はございますでしょうか。

○湊委員

たびたびすみません、これ、今年 6 年度の予算額が、5 年度決算額から 800 万ぐらい増えているのですけれども、中身が何だったかなというのが 1 個と、広報という言葉が出たので、ごめんなさい、少し話が戻るのですけれども、経営課題 2 のところで、淀川区ではヤングケアラーの認知度が依然低く、支援の周知・啓発の強化が必要であるということで書いてあるのですけれども、これ、個別の事業の中にヤングケアラーという言葉が一切出てこないのですね。そもそもヤングケアラーの認知度が何で低いのか、誰に知らせたいのか、つまり新規の方にもっと知ってほしいのか、子どもさんが 1 人で買物に来ておかしいなと気づくようなスーパーとかコンビニに知ってほしいのか、いろいろなことがあると思うのですけれども、やはり広報の課題とも絡めてヤングケアラーの周知が足りていないと思われるのであれば、具体的にやはり広報の中にも私は入れ込んだほうがいいと思うのです、というのは意見です。

ということで 2 点申し上げましたが、よろしいでしょうか。

○田口政策企画課長

どうもありがとうございます。最初の御質問ですね、予決のかい離といいますかね、予算額と決算額の違い、印刷のほうで入札落ちというところ、割とどこの所属でもこういった状況は起きているのかなという認識でございます。

あと、ヤングケアラーの件、よろしいでしょうか。

○竹田こども教育担当課長

こども教育担当、竹田でございます。

いただきましたとおり、ヤングケアラーに対する啓発についてはいろいろと課題はあると思ひまして、ホームページとかいろいろな媒体はあると思ひますので、また広報担当とも相談しながら、どういったのが効果的かというのを考えていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○佐々木議長

ありがとうございました。

それでは次第３の２、淀川区将来ビジョンの一部修正について、区役所から御説明をお願いいたします。

○田口政策企画課長

お手元の資料２ですね、淀川区将来ビジョン一部修正（案）と、資料２を参考として、淀川区将来ビジョン、これも全部含めたものでございます。それらを御覧ください。現状の施策に即しました内容とすべく、修正案についてお示ししております。この修正につきまして、こども教育担当より御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○竹田こども教育担当課長

こども教育担当、竹田でございます。

A４の１枚物の右肩「資料２」と書いてあるものが修正案になりまして、ホチキス留めになっている資料の右下に１２と書いているところを開けていただくと、違いを

見ていただけるかなと思います。両方を御用意ください。ホチキス留めのほうが12ページとなっているものです。

先ほどの議題の中で、運営方針の中で経営課題のところも、特に学校教育支援につきまして、大きくの整理、見直しをしたのに併せて変更をしております。修正前の12ページと書いているところでは、先ほども言っていました、学力とか体力に着目したか現状と課題であったりとか、主な施策もそれに沿ってやっていたりとか、アウトカム指標も体力・学力調査とかの平均値を上回っている学校の数とかでやっていたものですが、改めて自己肯定感への醸成というものを着目しまして、現状と課題としまして、長期的な成長に影響を与えるのが重要になっているということで、自己肯定感ということで着目して、課題認識を変えております。

主な施策といたしましては先ほど御説明しました、検定の試験の受検とか、放課後の自主学習の取組を実施していきたいということで書いてございます。アウトカム指標につきましても、これも先ほどと同様で、児童生徒、子どもたちの声を聞くことで事業の評価をしていきたいというふうに考えております。またよろしくお願いいたします。

○佐々木議長

次第3の2、淀川区将来ビジョンの一部修正について、何か御意見はございますでしょうか。

なければ、次第3. 3大阪市路上喫煙対策について、区役所から御説明をお願いいたします。

○田口政策企画課長

お手元の資料は4-1と4-2でございます。令和7年1月からの市内全域での路上喫煙禁止に当たりまして、委員の皆様にご理解を深めていただくため、条例改正の概要や、淀川区内における喫煙所設置状況につきまして、本日は環境局の路上喫煙対策の担当者をお呼びしておりますので、御説明していただくこととしました。

それでは、楠本課長、杉本課長代理、よろしくお願いいたします。

○楠本環境局路上喫煙対策担当課長

皆様、こんばんは。私、環境局路上喫煙対策担当課長をしております、楠本と申します。同じく代理の杉本になります。本日はよろしくお願いいたします。

日頃は、環境行政に格別な御高配を賜りまして、この場を借りて、併せてお礼を申し上げます。

それでは早速ですが、お配りさせていただいております資料４－１の「条例改正の概要について」に沿って御説明をさせていただければと思います。

１枚めくっていただきまして、こちらが条例改正の理由ですけれど、これまでも大阪市では、市民の安全・安心、快適な生活環境を確保することを目的といたしまして、平成１９年の４月に条例を施行いたしまして、今も道路、公園、広場、公共の広場等で路上喫煙をしないように努力義務として定めさせていただいております。特に、人通りの多い御堂筋ですとか、天王寺、京橋といった現行６地区は、禁止地区ということで指定をさせていただいております、そこを路上喫煙防止指導員が巡回して、もし喫煙をされている方、今は紙巻きたばこになりますが、いらっしゃった場合は１，０００円の過料を徴収させていただいております。

実は、３月に条例を改正しております、なぜかといいますと万博を契機に多くの海外の方々をお迎えするために万博の開催理念である「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現というものに照らして、市内全域を路上喫煙禁止にしていこうということで、条例改正をしたものになっております。

２ページ目につきましては、改正までの経過ということでまとめさせていただいております、外部有識者で構成しています、大阪市路上喫煙対策委員会での議論を経て、昨年、令和５年度にパブコメですとか、大阪市路上喫煙禁止委員会からの答申をいただいたものを踏まえまして、改正条例案を市会に上程して可決をいただいたところです。ただし、この可決にあたっては附帯決議を５点ほどいただいております、

私どもは喫煙所の整備として市全域で140か所を目標にしておりますが、それを条例施行までに確実に行うことや、禁止である表示を強化すること、また、先ほど6地区で回らせていただいていると申ししておりました、路上喫煙防止指導員の体制強化や、最後は皆さんにやはり認知していただくことが大切なので、様々な媒体を使って周知を図っていくようにという御意見をいただいているところです。

続くページで、主な改正内容ということで4点まとめさせていただいております、先ほど来申しておりますように1点目としては、市内全域、大阪市が管理する道路、公園、広場、その他の公共の場所については禁止とさせていただいた上で、プラスアルファで主に、公開空地等を想定しているのですが、管理されている権限を有する方と合意が整って市長が指定した場合は、そういった場所も含めるというのが2点目になっております。あと、続く4ページ目のところで、加熱式たばこの規制対象への追加ということで、最近のニュースでは加熱式たばこの売上げがたばこ全体の4割程度を占めるということで、非常にユーザーさんも増えてきているということや、国の健康増進法にも規制対象に加えられているということで、それに準じて規制対象、火のついたたばこ以外も加えさせていただいているところです。

最後ですが、先ほど申しましたように、私ども大阪市全体で140か所の喫煙所整備を進めておりますので、大阪市の責務ということで、分煙環境、分煙施設の整備という文言を付け加えさせていただいているものとなっております。

お手元、ホチキス留めでもう一つ、資料4-2というものが個別に淀川区で設置をさせていただく喫煙所、公設のものは丸番で1から5が大阪市が整備であったりとか、事業者さんから御寄附いただくような喫煙所として、A、B、Cの4点というのは、大阪市から補助金を支出して、民間の事業者さんに設置・運営という形でやっただいていてのものになっております。こちら、配置等については続くページにお示しさせていただいておりますので、また御一読いただければと思います。説明については以上です。

○佐々木議長

ありがとうございました。次第 3. 3 大阪市路上喫煙対策について、何か御意見はございますでしょうか。

○湊委員

ありがとうございます。今日は、そもそもこの場で何を質問されているのかというのがちょっとあるのですが、現在、大阪市とか淀川区で、つまりこれは来年の 1 月からだと思うのですが、周知をどういうふうにしようとしているのかというのをお聞きしたいというふうに思います。そもそもこの条例が制定された目的とかというのが御説明にあるわけですから、それに照らしてしっかりと周知をすることが重要じゃないかなというふうに思いますけれども、どんなことをお考えでしょうか。

○楠本環境局路上喫煙対策担当課長

御意見ありがとうございます。周知については私どもも非常に大切だと考えておりまして、まずは市民の方々、区民の方々に認知していただくことが大切かなと考えております。今、調整させていただいているのが、地下鉄の中の広告であつたりとか、新大阪駅にもデジタルサイネージというものがあるかと思うのですが、あちらで静止画ですが、画像を掲出をする形で市民認知を進めており、あとは市本庁舎にも設置されている、水道局の給水スポットというもので、何か所か市内に設置されていますが、その上に動画が配信できるような画面がついておりますので、そういったところで周知をさせていただいたりとか、あと広く一般にということで、もちろん環境局のホームページや、ユーチューブチャンネルがありますので、そこで動画を流すなど、今、周知を図らせてもらっています。

ほかに大阪メトロ以外にも鉄道各社さんに働きかけを行ったり、あとは大阪観光局という海外等の観光客に P R されるような、実は、新大阪駅の中にも観光案内所というものがみどりの窓口の横にあるのですが、そういったところで動画なりポスターを貼っていただくという形で広く周知を図っていきたいなと考えております。

○湊委員

長くなっているので申し訳ないのですけれども、やはり販売店で周知をするということが私は重要かなと思ってしまして、つまりスーパー、コンビニ、まちのたばこ屋さんまで行くかどうかというのはちょっと議論が分かれると思いますが、スーパーさんとか、私もスーパーにもともと勤めていた人間なので、ポスターを作って掲示されとか、やはりそういう方に一番目に見えるところで伝えるというのが重要かなと思います。一応意見だけ申し上げておきます。

○佐々木議長

ありがとうございました。

それでは、次第３．４区政会議における御意見の対応方針について、区役所より御説明をお願いいたします。

○田口政策企画課長

区政会議における御意見への対応方針は、資料３でございます。事前にお配りしておりますので、説明はかいつまんでしたいと思っております。全部で５項目がございまして、１から３につきましては、前回の部会で質問と回答がなされた部分でございます。４と５が、その会議後に事後で委員の皆様からいただいた意見、それに対する回答でございます。今回も貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。

私からは以上でございます。

○佐々木議長

次第３．４区政会議における御意見への対応方針について、何か御意見はございますでしょうか。

なければ、以上で本日の議題は終了となります。全体を通じて何か御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

○湊委員

すみません、最後なんですけれども、淀川区の将来ビジョンの修正についてという

ことで、前の案件になるのですけれども、個人的な話で恐縮ですが、私は子どもがいないので、これはお子さんがいる方とか教育関係の方にぜひとも私に御意見、ぜひおっしゃっていただきたいなと思うのですけどね、自己肯定感が全国平均を下回っており、というところから始まるのですけど、何で下回っているのかというところの分析をまずされているのかというふうに思うのですね。それがあって主な施策というところで、学習習慣の定着や基礎学力の向上を支援しますということになると思うのですけれども、そのそもそも「なぜ」がないので、なぜこの施策になるのかというのがごめんなさい、私はちょっと理解ができません。子どもの自己肯定感が低いので、どれだけ認めてもらえるかとか、そういったところも多分あると私は思うのですけれども、要は教育現場で、そういう丁寧な対応ができていないからこういうことになっているのかとか、もう少し詳しい分析から私は入られたほうがいいのではないかなというふうに思いますし、今日御欠席ですけれども、サミュエルズ委員は教育関係でかなり熱心にいろいろとやられているということも私はお聞きしたことがあるので、ぜひいろいろな方から御意見を聴取されたいかがかなというふうに思います。以上でございます。

○竹田こども教育担当課長

こども教育担当、竹田でございます。

今御指摘いただきましたとおりで、なぜというところが抜けているということですが、詳細な分析まではまだ至っておりませんが、ここの現状と課題で書いていますとおり、自己肯定感が低くなりますと、学習意欲でありますとか、生活習慣における自信の喪失につながりやすいということも言われているということで、課題認識と今しておりますので、今いただきました御意見を踏まえまして、また分析等もできたらと思うのですけれども、また今おっしゃっていただいた子育て世帯の方でありますとか、実際に教育関係に携わっている方からの御意見等もありましたら、また本日もう時間の関係もあるかと思いますけれども、ご意見票などを通じて、頂いたも

のについては検討材料とさせていただけたらと思っていますので、ぜひ御協力よろしくお願いいたします。

○佐々木議長

それでは終了時刻も過ぎておりますので、ここで進行を事務局にお返しいたします。

○田口政策企画課長

佐々木議長、議事進行をどうもありがとうございました。

委員の皆様、貴重な御意見、ありがとうございました。

市会議員の皆様におかれましては、お忙しいところ御臨席いただきましてありがとうございました。

それでは次第４、事務連絡、その他を事務局より連絡させていただきます。

今回の区政会議につきましては、１２月もしくは１月に、令和６年度第２回各部会の開催を考えております。後日、区政会議日程調整表をお送りいたしますので、必要事項を御記入の上、御返送いただきますようお願いいたします。また、本日の会議で時間がなく、発言できなかった御意見や御質問がございましたら、お手元のご意見票に記載の上、９月１８日水曜日までに事務局まで郵送かメール、ファクスにて御提出いただければ幸いです。郵送の際は、返信用の封筒を御利用ください。

以上で、淀川区区政会議を終了いたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

—了—